

千葉県里親及びファミリーホーム養育者レスパイト・ケア実施要領

1 目的

この要領は、委託児童を養育している里親及びファミリーホーム養育者（以下「里親等」という。）が一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親、ファミリーホームを活用して当該児童の養育を行うことを目的とする。

2 援助の対象者

現に委託児童を養育している里親等で、レスパイト・ケアが必要になった里親等。

なお、レスパイト・ケアを必要とする里親等は次に掲げる事由に該当する者という。

ア 里親等の疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

オ その他、委託児童の養育の継続をしていくうえで、里親等がリフレッシュを求める場合等

3 実施施設

レスパイト・ケアが必要な里親等が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保され、知事と施設（里親等）があらかじめ協議のうえ定めた乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及びその他知事が適当と認めた施設（以下、「実施施設」という。）とする。

4 事業の内容及び実施方法

- (1) 里親等は、レスパイト・ケアを受ける場合、「レスパイト・ケア申請書」（様式1）により、当該児童を委託した児童相談所長に申請する。なお、申請にあたっては、「児童現況等連絡票」（様式2）により、当該児童の生活状況等についての情報を提供しなければならない。
- (2) 申請を受理した児童相談所長は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し調整を行い、依頼しなければならない。
また、依頼を受けた実施施設も児童相談所長に受け入れの可否について速やかに連絡しなければならない。
- (3) 児童相談所長は、措置の一環として、当該児童を実施施設に再委託するものとし、申請した里親等に対し「受け入れ決定通知書」（様式3）、実施施設に対し「再委託決

定通知書」(様式4)により通知すること。

- (4) レスパイト・ケアは児童相談所長が必要と認める日数とする。
- (5) レスパイト・ケア終了時に、実施施設は「受託状況報告書」(様式5)により、委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出すること。
- (6) 児童相談所長は、実施施設に児童を委託した場合には、「レスパイト・ケア委託報告書」(様式6)により知事に報告するものとする。

5 実施上の留意点

児童相談所は、レスパイト・ケアの円滑な実施のため、申請した里親等に対して、児童の委託前に実施施設を紹介すること。また、委託児童の状況及び里親等の意向等を十分考慮して、実施施設を選択するよう配慮しなければならない。また、里親等から日常生活における児童の健康状態及び特性等について十分聴取し、再委託中の注意事項についても実施施設に周知徹底するよう指導すること。

6 経費

(1) 実施施設に対する支弁

実施施設に係る支弁については、「児童入所施設措置費等交付要綱」により支弁する。

(2) 保護者からの費用の徴収

ア 里親等委託に係る費用徴収

里親等委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収基準額表」により、月額を徴収する。

イ レスパイト・ケアに係る費用徴収

徴収を免除する。

附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年3月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和2年9月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。